

にかほ市若者支援住宅敷地造成事業
入札説明書等に関する質問に対する回答

通し No.	資料名	頁	該当箇所	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	3	第2 11 (1)	事業用地の概要	現況土地利用について農地部分の農地転用許可申請 等は必要。の認識で良いでしょうか。	事業用地は取得済みであり、農地転用、農振除外の手続きは終了しています。なお、地目については、要求水準書において事業者を求める登記の際に、変更することを予定しています。
2	入札説明書	5	第3 1	応募者の構成	特定共同企業体の形式ですが、業務合同の「甲型」か、業務分担の「乙型」かどちらか指定があるのでしょうか。	特に指定はしていませんが、乙型JVを想定しています。
3	入札説明書	10	第4 2 (8)	入札価格の算定方法	「別紙3 事業費の算定方法」を参照すること。ありますが、「別紙3 業務委託料の算定方法」を参照すること。の間違いでしょうか。	ご指摘頂いた箇所が誤りであることを確認いたしましたので、訂正いたします。
4	入札説明書	10	第4 2 (9)	予定価格	本事業の予定価格は、287,126,400円（消費税及び地方消費税を含む）とありますが、予定価格算定に基づく数量等の資料提供は可能でしょうか。	予定価格算定に関する情報提供は行いません。
5	入札説明書	13	第5 4	結果の通知および公表	入札結果を公表する場合に、提案審査対象者全事業者の応札情報（評価値や金額等）も併せて公表できないでしょうか（今後の類似工事の参入に対しての参考の為）。	ご意見を踏まえ、入札結果の公表方法について検討いたします。
6	入札説明書	18	別紙2	リスク分担(案)	負担者区分の「主負担、従負担、空白」の定義を教示願います。	リスク分担表では、より広い範囲のリスクを負担する側を主負担、少ない範囲のリスクを負担する側を従負担としており、詳細は、事業契約書に基づきます。なお、空白は、基本的にリスクを負担する側ではないことを示しております。
7	入札説明書	18	別紙2	リスク分担(案) 制度関連リスク	許認可遅延リスクについて、「事業者が取得すべき(以下略)」とは「事業者の責による」という認識でよいでしょうか。	市の帰責事由以外のものは、事業者が負担するリスクとして取り扱います。
8	入札説明書	18	別紙2	リスク分担(案) 社会リスク	住民対応リスクの市と事業者の負担の境界が不明確なので具体的な事項を教示願います。	本事業において求める各業務の履行に関する事項（市の帰責事由によるものを除く）は事業者の負担、それ以外の本事業の実施に関わる事項については、市の負担としています。例えば、建設業務の実施に伴い発生する騒音、振動などにより発生した苦情があった場合や、設計の結果を要因とする苦情があった場合は、事業者の負担で対応するものとし、設計や工事に関連のない事由により、事業そのものを中断・中止する等の要望があった場合は、市の負担で対応するものとなります。
9	入札説明書	19	別紙2	リスク分担(案) 設計・建設 用地リスク	用地確保リスクについて、事業用地以外とは仮設用地等を示すとの認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。例えば、建設工事において、現場事務所の設置や施工ヤードを確保する等のため、事業用地近隣の土地を借地する場合などを想定しています。
10	入札説明書	19	別紙2	リスク分担(案) 設計・建設 工期変更・遅延リスク	「工期変更、遅延リスク」において、工期変更または遅延となり事業者が負担する場合の費用について（1日あたり〇円）お示しください。	業務委託料の金額、出来高等により変化することから、遅延損害金の具体的な金額を示すことはできません。なお、計算の方法については、事業契約書（案）第80条に記載しておりますのでご確認ください。
11	要求水準書	6	第1 10 (1)	業務責任者	統括責任者及び業務責任者について、現場への常駐義務があるのか教示願います。	統括責任者、業務責任者の現場への常駐は求めておりません。
12	要求水準書	6	第1 10 (2) ア	設計業務の体制	造成設計にあたっては、都市計画法第31条に規定する国土交通省令で定める資格とありますが、実務経験は、民間発注業務も含めると考えてよろしいでしょうか。公共の場合は宅地開発に関わらず開発区域面積が1ha以上の実績が該当すると理解してよろしいでしょうか。	都市計画法第31条に規定する国土交通省令で定める設計者の資格として求められる、宅地開発に関する技術に関して実務の経験については、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更、その他土地区画形質の変更に関わるものとし、発注者及び面積についての要件は求めません。なお、落札者決定基準に示す技術評価における評価項目「設計企業の実績」「建設企業の実績」の評価に際しては、同種・類似業務実績及び同種・類似施工実績を評価するものとしており、本事業と同程度の規模の実績を評価します。
13	要求水準書	6	第1 10 (2) ウ	設計業務の体制	設計業務における管理技術者及び照査技術者について、現場への常駐義務があるのか教示願います。	管理技術者、照査技術者の現場への常駐は求めておりません。
14	要求水準書	6	第1 10 (2) ウ	設計業務の体制	管理技術者が造成設計技術者及び道路設計技術者を兼ねることは可能でしょうか。	入札説明書、要求水準書に求める事項を満たすことを条件に、管理技術者が各設計の技術者を兼務することは可能です。
15	要求水準書	6	第1 10 (2) エ	設計業務の体制	管理技術者及び照査技術者の同種類となる業務実績とは、造成設計又は道路設計の実績と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	要求水準書	8	第2 1 (1)	事業用地の概要	現況土地利用が農地と記載されておりますが、農地転用、農振除外の対象となりますか。	事業用地は取得済みであり、農地転用、農振除外の手続きは終了しています。なお、地目については、要求水準書において事業者を求める登記の際に、変更することを予定しています。
17	要求水準書	9	第2 1 (2)	事業用地の区域と整備内容	表2-2及び図2-1について、南側市道の整備区域が朱枠で、それとは別に道路区域3が別途整備との記載があるが、南側市道は建設課と調整で道路区域3は考慮不要という認識でよいでしょうか。	表2-2における「別途、市道整備が行われる予定」との記載は、「南側市道」の整備のことを示しております。道路区域3のうち、赤枠の南側市道と重複する部分は、建設課との調整を行っていただくこととなりますが、残りの部分は、基本的には現況のまま残し、本事業では特に検討する事項はありません。ただし、造成工事の結果、改修が必要になる場合（造成工事により、道路区域3の道路の一部が損傷した場合や、道路の一部の高さを調整する必要が生じた場合等）には、本事業において改修等の対策を行っていただくこととなります。
18	要求水準書	10	第2 1 (3)	地盤等の状況	別紙3 地質調査報告書抜粋の3枚目の【設計・施工時の留意点】も要求水準にふくまれるのでしょうか。	本記載事項は留意点であり、要求水準としては捉えておりません。

通し No.	資料名	頁	該当箇所	項目名	質問内容	回答
19	要求水準書	10	第2 1 (4)	事業用地周辺のインフラ整備の状況	上水道施設の設計範囲はどこまで必要か、条件提示をお願いします。	上水道施設については、市道行ヒ森7号線と市道上谷地・中谷地線との間を結ぶ構内道路に埋設する範囲のみを設計範囲としています。市道行ヒ森7号線又は市道上谷地・中谷地線に敷設する上水道施設の整備は、本事業には含みません。 なお、敷設する管路の条件は、以下のとおりです。 給水：市道行ヒ森7号線に敷設する本管がφ100予定であるため構内通路はφ75以下
20	要求水準書	10	第2 1 (4)	事業用地周辺のインフラ整備の状況	下水道施設（人孔、管路）設計は必要か。必要な場合の設計条件をお示しください。	下水道施設については、市道行ヒ森7号線と市道上谷地・中谷地線との間を結ぶ構内道路に埋設する範囲のみを設計範囲としています。市道行ヒ森7号線に敷設する下水道施設の整備は、本事業には含みません。 なお、敷設する管路の条件は、以下のとおりです。 下水：φ150以上、MH設置間隔 80m以内
21	要求水準書	12	第2 3 (1) 1)	ア 基本事項	要求水準書「若者支援住宅整備のための基本構想・基本計画」及び「白幡森周辺エリア基本構想」を踏まえて、整備を行うこと。とありますが、資料の提供は可能でしょうか。可能な場合、提供時期をご教示願います。	「若者支援住宅整備のための基本構想・基本計画」及び「白幡森周辺エリア基本構想」については、入手希望者に直接提供することとします。 入札説明書の「第9. 提出先・問合せ先」までお問い合わせください。
22	要求水準書	12	第2 3 (1) 1)	イ 基本事項	令和7年度には第一期となる住宅の設計に着手する予定であり、それに先立つ令和6年度には、民間活力を導入した事業として、第一期の事業を行う事業者選定を進める予定である。本事業の事業者は、第一期の事業者選定にあたり、本市が行う建物等の計画に対して協力をを行うこと。とありますが、本事業者の事業者とは、にかほ市若者支援住宅敷地造成事業者になるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	要求水準書	12	第2 3 (1) 2)	エ 造成計画	雨水貯留施設について、合理的に整備(新設)が必要と確認された場合は、提案前に協議すると言う認識で良いでしょうか。また、その場合の協議担当課は、にかほ市総合政策課でよいでしょうか。	協議の時期等については、業務の進め方等によっても違いはあるものと考えますが、雨水排水の調査・計画の結果、雨水貯留施設の必要性が確認された際に行うことを想定しています。 協議担当課は、総合政策課及び建設課となります。
24	要求水準書	12	第2 3 (1) 2)	キ 造成計画	敷地の多くの部分が軟弱地盤であることに留意し、適切な対策(地盤改良等)を行うこと。とありますが、対象物の公表は可能でしょうか。	若者支援住宅の建物及び造成において計画される土木構造物が対象になるものと考えております。
25	要求水準書	12	第2 3 (1) 2)	キ 造成計画	敷地の多くの部分が軟弱地盤であることに留意し、適切な対策(地盤改良等)を行うことと記載がありますが軟弱地盤解析結果は実施済みですか。実施済みの場合は資料提供をお願い致します。提供できない場合、想定している地盤改良工事の内容と数量をお示しください。軟弱地盤解析がない場合は、本事業の受注者で行う必要がありますが、軟弱地盤対策工が必要となった場合に工期延期、事業費増となる場合の負担は市又は事業者か、どのように想定しているかお示しください。	軟弱地盤解析は、本事業において実施してください。地盤改良の工法等については、現在市が提示している資料に基づいて想定されるものをご提案ください。 なお、事業着手後に、市が提示している資料から予見できない事由により工法等の見直しが発生し、工期の延長又は事業費の増加が見込まれる場合は、協議によりその対応を検討することになります。
26	要求水準書	12	第2 3 (1) 2)	造成計画	設計した結果、盛土材が不足になる場合、にかほ市が管理する盛土材で、提供可能な物はあるでしょうか。	市が管理する建設発生土置場にある土を利用することは可能です。利用の可否については、事業者にて判断していただくことになります。
27	要求水準書	13	第2 3 (1) 3)	ウ 配置計画	「市道上谷地・白幡森線」と記載されているが、「市道中谷地・白幡森線」ではないでしょうか。	ご指摘頂いた箇所が誤りであることを確認いたしましたので、訂正いたします。
28	要求水準書	13	第2 3 (1) 3)	ウ 配置計画	記載市道の一部を農作業の為に現状のまま残すとあるが、現状のまま残す箇所を教示願います。	本事業においては、要求水準書9ページの図2-1に示す道路区域3の範囲(市道中谷地・白幡森線、市道白幡森1号線)は、基本的には工事を行わず、現状のまま残すことを想定しています。 なお、南側市道の整備については、建設課において別途発注する予定であり、本事業には含まれておりません。
29	要求水準書	13	第2 3 (1) 3)	ウ 配置計画	本市より情報提供で頂ける「事業用地測量データ」がありますが、記載市道の改修が必要な場合の()内「現況が異なる」の理由を事業者の改修として事業に含むのは、入札説明書別紙2リスク分担(案)測量・調査リスクの負担者「市」に対して矛盾が生じるのではないのでしょうか。	リスク分担(案)においては、市が実施した測量調査の結果が明らかに不適切で、現況を正しく表していない場合のリスクを示しています。 要求水準の当該記載箇所については、測量調査に明らかな誤り等はないものの、誤差や経年変化等も踏まえ、市道の改修が必要になる場合を想定したものです。
30	要求水準書	13	第2 3 (1) 3)	エ 配置計画	堆雪スペース(雪捨て場)について、詳細な要求水準があれば教示願います。	詳細な要求水準はありません。
31	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	表2-5 宅地造成にて、中点1に工事(外構等の工事は含まない)と記載されているが、等とは「土工や土工に関連する構造物・用排水構造物 以外」と置換えられる。の認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、設計等の結果や事業者の提案により、これ以外の施設等の整備がある場合は、それらの工事を行っていただく必要があります。
32	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	表2-5 宅地造成について「本市が提示する若者支援住宅の計画」と記載されているが、いつ・どちらで提示して頂けるでしょうか。その際に、資料の提示ではなくデータ(CAD等)の提供は可能でしょうか。	本市が提示する若者支援住宅の計画は、「若者支援住宅整備のための基本構想・基本計画」の内容とさせていただきます。 CADデータはないため、当該基本構想・基本計画の成果品をPDF形式で提供します。入手希望者は、入札説明書の「第9. 提出先・問合せ先」までお問い合わせください。
33	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	表2-5 宅地造成に関して本市が提示する若者支援住宅の計画に基づき、造成計画、設計、工事を行うこと。とありますが、計画の提示時期をご教示願います。	No. 32をご参照ください。
34	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	表2-5 構内道路の道路幅員について、右車線2.75mは誤謬。2.75mでよいでしょうか。	ご指摘頂いた箇所が誤りであることを確認いたしましたので、訂正いたします。
35	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	表2-5 構内道路の給水、排水及びガス等の配管工事について、配管の規格・管径等の要求水準があるのでしょうか。また「ガス等の配管工事」の等とは電気及び通信配管も含まれるでしょうか、以降(建築物・外構等)の計画にも関わるとお考えしますので教示願います。	敷設する各管路の条件は、以下のとおりです。 給水：市道行ヒ森7号線に敷設する本管がφ100予定であるため構内通路はφ75以下 下水：φ150以上 ガス：ポリエチレン管φ100mm程度 なお、電気及び通信の配管は行いません。
36	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	表2-5 構内道路の「詳細は本市との協議によるものとする」と記載されているが、管轄部課はどこでしょうか。	協議は、発注担当課となる総合政策課を通じ、関係課を交えて行うことを予定しています。 関係課は、主として、建設課、上下水道課となります。
37	要求水準書	13	第2 3 (2)	各施設の要求水準	本事業で対象となる道路の設計に必要な設計条件、および交差点部の方向別計画交通量をお示しください。	要求水準書に記載の条件以外の条件については、事業者の提案によるものとします。

通し No.	資料名	頁	該当箇所			項目名	質問内容	回答
38	要求水準書	14	第2	3	(2)	市道行ヒ森7号線	隣接地の民間造成地に計画高さにより腹付ける計画は可能でしょうか（追加買収はしない）。	市道行ヒ森7号線の端部から隣接地の法面までの間の区域については、市道行ヒ森7号線の計画高と同等レベルの高さを設定し、本事業の中で盛土を行います。詳細は協議によるものとします。 なお、市による用地の追加買収は考えておりません。
39	要求水準書	15	第3	1		業務の区分	設計業務の具体を記載しておりますが、その中に、開発行為等と記載されております。開発許可のほか必要となる許認可手続きを具体的にお示しください。	本事業においては、開発行為に係る手続きが主なものとなりますが、調査等に際して使用許可や占用許可が必要になる場合など、業務の履行に必要な手続きや許認可等がある場合は、事業者の負担にて実施をしていただくこととなります。
40	要求水準書	15	第3	3	(1)	提出書類	提案審査書類として、各種設計が必要な旨は理解しましたが、設計に伴う現地調査・現況測量・関係各所打合せは、提案審査書類作成時点で実施して良い。の認識でよいでしょうか。	事業者の負担により、事業者選定前に測量を含む調査や関係期間等との打合せを実施していただくことは可能ですが、その場合には、市に事前に連絡してください。 なお、市より日程等についての調整を求める場合があります。
41	要求水準書	16	第3	4	(1) ア	事前調査・関連業務	事業用地の地盤等の状況は、「別紙3 地質調査報告書抜粋」から概略想定できますが、支持地盤の未確認、CBR試験の未実施、圧密試験の未実施等が散見されます。データ不足を補完するための費用は事業者の責任及び負担において適切に調査を実施すること。とありますが、予定価格変更のご協議は可能でしょうか。	補足的に実施する地質調査についての契約金額の変更の想定はしておりません。ただし、契約書第53条第1項に該当する場合は、その限りではありません。
42	要求水準書	16	第3	4	(2) イ	設計業務	事業者は、本市が提示する建物の計画に基づき、設計を行うこと。とありますが、提示時期をご教示願います。	No. 32をご参照ください。
43	要求水準書	13 16	第2 第3	3 4	(2) (2)	各施設の要求水準 設計業務に関する 要求水準	構内道路について、「事業用地を効率的、効果的に利用できる区画となるよう」な構内道路を検討する。「事業者は本市が提示する建物の計画に基づき設計をおこなうこと」と記載があります。予定住宅戸数と予定人口、現時点で予定している建築計画、土地利用計画、住宅配置計画をお示しください。	No. 32をご参照ください。
44	要求水準書	別紙 2				現況平面図	事業区域内の山林につきましては面積はどの程度ありますでしょうか。 また、地域森林計画特定民有林に指定されていますでしょうか。	事業用地内には、約800㎡の山林があります。なお、地域森林計画の対象となる特定民有林には指定されておりません。 詳細は秋田県森林情報公開サービスをご参照ください。
45	要求水準書	別紙 2				現況平面図	事業区域内の農地につきましては面積はどの程度ありますでしょうか。 また、農振農用地等に指定されていますでしょうか。	事業用地内の農地の面積は約14,000㎡です。事業用地は取得済みであり、農地転用、農振除外の手続きは終了しています。なお、地目については、要求水準書において事業者を求める登記の際に、変更することを予定しています。
46	要求水準書	別紙 2				現況平面図	事業区域内の水路の管理者はどこでしょうか。 また、機能廃止が可能な水路でしょうか。	水路の管理者は、財産管理は市、機能管理は土地改良区、農事組合及び受益者となります。なお、機能廃止が可能かどうかについても、管理者との協議により決定することとなります。
47	要求水準書	別紙 2				現況平面図	事業地区外周部の用地境界杭の設置は業務に含まれますでしょうか。 また、分筆や合筆、地目変更等の登記手続きは当該業務に含まれるでしょうか。	用地境界杭の設置、登記手続きは、本業務に含まれます。
48	落札者決定基準	3	2	(3)	1)	提案審査 入札価格の確認(開札)	本事業の予定価格に対し、「にかほ市低入札価格調査制度」は適用となるでしょうか。適用となる場合、調査基準価格の算定方法や失格判断基準調査の有無も併せて教示願います。	本事業の入札は、にかほ市低入札価格調査制度の適用対象外となります。
49	落札者決定基準	7	4			技術評価における 評価項目及び配点	表4 実施体制の建設企業の実績の施工実績の評価について、同種施工実績とは「造成工事、舗装工事、排水構造工事、配管工事」の該当工種全ての評価なのでしょうか。また類似施工実績とはどの工種が該当になるのか教示願います。	「建設企業の実績」の評価基準となる、同種・類似施工実績については、本事業と同程度の規模を有する造成工事又は道路改良工事の実績を評価します。
50	様式集word	1	1	(2)		添付書類	納税証明書について、金額入りの物が滞納無し証明記載の物がどちらでしょうか。	未納の税額がないこと又は滞納のないことの証明書をご提出ください。
51	様式集word	6	2	(6)	2)	参加資格審査に関する 提出書類	正(正本)と副(写し)の明示は必要でしょうか。	正(正本)と副(写し)がわかるように表紙(様式Ⅱ-1)及びファイルの表紙及び背表紙に明示してください。
52	様式集word	7	2	(6)	3) ③	その他の提案審査 に関する提出書類	中点3 CD-R等に保存するデータについて、指定するファイル形式を教示願います。	様式ごとに、様式集wordの「1. 提出書類一覧」の各表に記載のファイル形式で提出してください。
53	様式集word	18				設計業務を行う 者の参加要件に関する 調書	道路設計の同種類似業務の実績を証明する書類は必要でしょうか。またその場合はテクリスの写しでもよいでしょうか。	本様式等で提示を求める実績(企業としての実績及び技術者個人の実績のすべて)については、その実績を証明する資料(テクリスの写し又は契約書及び仕様書の写し。技術者の実績を証する資料として、契約書及び仕様書の写しを提出する場合は、これに加えて、当該技術者が担当していることが確認できる書類)を添付して下さい。
54	様式集word	18				設計業務を行う 者の参加要件に関する 調書	直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類は保険証の写しでよいでしょうか。	健康保険証の写しの提示でも問題ありません。
55	—						電気、ガス、通信等ユーティリティ施設の計画、設計は不要ですか。	本事業では、電気、通信等の施設の計画及び設計を含めておりませんが、必要な場合には、その対応について協議を行うものとします。 ガス管については、ポリエチレン管φ100mm程度の配管を構内道路内に敷設するものとし、計画、設計を行って下さい。
56	—						R5.3 白幡周辺エリア基本構想 概要版ではR5~R6に地区計画策定、法定手続きを行うこととなっているが、地区計画の内容及び手続きスケジュールをお示しください。	令和6年度に地区計画の策定等を予定しており、現在、内容を調整しているところです。
57	—						事業遅延リスクを把握するため、本事業に関する住民説明会等による周知状況をお知らせください。	令和4年12月に自治会及び周辺地権者を対象とした住民説明会を実施済みです。
58	—						事業用地内の暗渠、用水管をお示しください。事業用地内に農業用排水路がある場合、切り回し等の計画は必要ですか。その場合、協議先はどこになりますか。	事業用地内の暗渠、水路等に関する資料はありません。水路の管理者は、財産管理は市、機能管理は土地改良区、農事組合及び受益者となります。切り回し等の計画については、管理者との協議により決定することとなります。
59	—						造成高さコントロールとなる、隣接造成事業の完成高さ(代表点)をお示しください。	隣接造成地南側の計画舗装高を代表点としてお示しします。代表点の高さは、FH=11.780mとなります。

通し No.	資料名	頁	該当箇所	項目名	質問内容	回答
60	—				設計打合せの回数、頻度(定期で予定しているのか)についてどの様に想定されているのかお示してください。	事業者の提案に基づくものとします。
61	—				対外協議機関は何機関を想定しているのかお示してください。	開発行為にかかる協議、及び、警察、消防、下流水路管理者等との協議を想定しております。
62	—				市役所内の協議先は何部署を想定しているのかお示してください。	市役所内の協議先は、総合政策課のほか、上下水道課、建設課との協議を想定しております。
63	—				事業用地内の施工にあたり、用排水の施工時期制限、上水道の施工制限、市道の施工制限があればお示してください。	施工時期等の制約は基本的にありませんが、周辺農地の営農に支障が無いよう、配慮して下さい。
64	—				土壌汚染調査は必要になりますか。 必要な場合は、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染調査が必要となった場合には、変更の対象となります。
65	—				伐採木等補償対象の処理方法は決定済みでしょうか。	補償が必要な立木はありません。
66	—				周辺井戸の使用有無の確認資料があればお示してください。	周辺の井戸に関する資料はありません。
67	—				令和4年度に埋蔵文化財が発見されと記載がありますが、試掘の予定はありますか。 また、埋蔵文化財が発見されたことによる制限をお示してください。	埋蔵文化財については、本調査まで実施し、工事に支障がないことを確認しております。 従いまして、埋蔵文化財に関する制約は特にありません。
68	—				計画地周辺のインフラ整備で地下埋設を予定しているものがあればお示してください。	現時点で予定はありません(要求水準書の別紙5に示す下水道は除く)。
69	—				計画地周辺の隣接事業(道路、造成、インフラ整備)がある場合は隣接事業のスケジュールをお示してください。	白幡森周辺エリア基本構想に基づき、令和6年度以降に、市道改良事業の実施を予定しており、スケジュール等についての詳細は今後検討を行います。
70	—				提案額算出の基礎資料とするため、予定価格(PSC)における、設計費及び工事費の内訳(数量、工種)をお示してください。	予定価格算定に関する情報提供は行いません。
71	—			宅地地盤の地耐力	造成検査時の宅地地盤の地耐力をお示してください。	盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、令和5年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)や、都市計画法開発許可における技術マニュアル「盛土等防災マニュアルの解説」等に基づき設計を行って下さい。